

小規模企業共済制度

経営者の失業
給付かも？

小規模企業の個人事業主または会社等の役員の方が事業をやめられたり退職された場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、いわば**経営者の退職金制度**といえるものです。

加入できる方

常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業では5人以下）の個人事業主及び会社の役員

掛金

掛金月額は1,000円～70,000円までの範囲内（500円単位）で自由に選べます。掛金は増額・減額ができます。（減額には一定の要件が必要です。）

掛金は加入された方ご自身の預金口座からの振替となります。

税制面で大きなメリットがあります

掛金は… 全額所得控除

「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除できます。（1年以内の前納掛金も同様です。）

共済金は… 退職所得扱い（一括受取り）または
公的年金等の雑所得扱い（分割受取り）

このような場合に共済金等が受け取れます

共済金A — 事業をやめたとき

共済金B — 会社等の役員の疾病、負傷または死亡による退職
老齢給付（年齢が65歳以上で掛金を15年以上納付した方）

準共済金 — 配偶者、子への事業譲渡等

解約手当金 — 任意解約等

（掛金合計額を下回り受給金額は一時所得となります。）

国がつくった共済制度だから安心・確実です

小規模企業共済法（昭和40年法律第102号）に基づいた制度です。

国が全額出資している「独立行政法人 中小企業基盤整備機構」が運営しています。

湖 西 市 商 工 会

(TEL 576-0637 FAX 576-3981)